

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン
【高等学校版】に関するQ & A (6月18日時点)

Q 1 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

○ 校内の児童生徒等や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認してください。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告してください。

報告先は以下のとおりです。

- ・児童生徒等の場合 保健体育課健康づくり推進室 (0852-22-5425)
- ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ (0852-22-5411)

Q 2 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

○ 校内の児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合は、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業として校内の消毒を行います。

○ 臨時休業の期間は、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が特定されるまでとします。

○ 濃厚接触者の特定後、その後の対応を再度検討し、臨時休業を継続するか学校を再開するかを教育委員会で判断します。臨時休業を継続する場合は、休業を延長する前に臨時の登校日を設定し、休業中の課題の配布や生活の指導を行う機会を設けます。

○ 感染者に校内での活動の実態がない場合は、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、学校の教育活動は継続させます。

Q 3 児童生徒等や教職員本人の感染判明が深夜であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

- 感染拡大を防止するために、感染判明が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から、在籍の学校を臨時休業とします。ホームページへの掲載や電子メールなど、あらかじめ児童生徒等や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えてください。
- 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた児童生徒等には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導してください。
- こうした事態に備えるためにも、日頃から児童生徒等や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておいてください。

Q 4 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がいない状況で校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。この場合、校内の消毒を行いますが、症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要です。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 5 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

- 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。
- 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談します。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とします。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 6 日常的な消毒についてどのように行えばよいか。

- 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸して布巾などで拭き取りをします。
新型コロナウイルスに有効な消毒液としては、「消毒用エタノール」、「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「新型コロナウイルスに対し効果が確認された界面活性剤入り洗剤」です。製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱うこと。
効果が確認された界面活性剤を含む洗剤のリストについては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のHPで公開されています。

<https://www.nite.go.jp./infomation/osirasedetergentlist.html>

なお、「次亜塩素酸水」については、「次亜塩素酸ナトリウム」とは、異なるものであり、新型コロナウイルスの消毒目的で使用することや有人空間での噴霧については、現在検証中であり、有効性や安全性の結論が出ていません。

Q7 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

- 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、活動の実態がある場合は、速やかに該当の学校全体を一定期間臨時休業とし、校内の消毒を行います。
- 消毒は保健所及び学校薬剤師等の指導に基づき、感染防止の対応を十分に行ったうえで、各学校の教職員で消毒作業を行います。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されていますので参考にしてください。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 物の表面について新型コロナウイルスの生存期間は、付着したものの種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所の箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をします。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。
- 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになりますが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡してください。

■高等学校の寄宿舎における対応について ※下線部が4月8日からの変更部分

Q 8 高等学校の寄宿舎で発熱などの症状がある生徒が出た場合、保護者に引き渡してよいか。

- 寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応では、早めの対応が重要です。発熱、風邪症状や倦怠感等、体調がすぐれない状況が確認された段階で、速やかに保護者に連絡し、できるだけ早く保護者に引き渡すことについて相談してください。
- 家庭の状況などに配慮することが必要ですが、症状が重くなってからでは帰省ができなくなる可能性が高くなります。帰省について保護者と早めに相談することを検討してください。
- 保護者への引き渡しは完了するまでは、できるだけ他の生徒や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をしてください。

Q 9 高等学校の寄宿舎で、発熱などの症状がある生徒を寄宿舎内で静養させてもよいのか。

- 軽い風邪症状などが出た段階から、保護者との相談により帰省を検討することが望ましいですが、家庭の事情などにより帰省できない場合は、寄宿舎の静養室などで、他の生徒との接触を避ける形で静養させる必要があります。
- マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、休養中はもとより、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒と接触の機会をなくし、感染の可能性をできる限り低くする配慮をしてください。

Q10 PCR検査の結果、高等学校の寄宿舍に在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当生徒のそれまでの行動や他の生徒との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになります。
- 寄宿舍内での生活は、いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、生徒・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q11 高等学校の寄宿舍の生徒が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舍内で待機しなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認します。検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となります。陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舍内での待機となります。
- ただし、保護者の自家用車などにより、当該生徒が保護者以外の人と接触することなく帰省することが可能な場合は、自宅で待機することができます。しかし、電車やバス、タクシーなどの公共交通機関を利用して帰省することはできません。

※PCR検査の結果陰性であった生徒で、自宅での待機ができない者については、別途教育委員会で施設が用意できる場合があります。

Q12 高等学校の寄宿舎の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

- PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たります。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。

Q13 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うこととなりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うこととなりますが、体調に大きな変化がなく、生徒自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考えます。
- 生徒が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努めてください。
- なお、炊事員や舎監の勤務が必要になりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応してください。

Q14 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合は、基本的には寄宿舍を閉じ、生徒は帰省することになります。
- しかし、寄宿舍生の中に濃厚接触者が確認され待機が必要となる場合や、生徒によって帰省先の感染拡大状況により帰省を控える必要があるなどの理由で、引き続き寄宿舍に留まる生徒が出る可能性があります。
必要に応じて、臨時休業中も寄宿舍の機能を維持できるように対応してください。

Q15 県外から入寮している寄宿舍の生徒が、長期休業などの際に帰省を希望した場合、帰省を認めてもよいか。【新規】

- 現在中山間地域の高等学校を中心に、県外からの生徒を多く受け入れています。このため、新型コロナウイルス感染症については、島根県内の感染者の状況だけでなく、感染が特に拡大している地域の全国的な状況の確認など、全国的規模で感染者の状況を注視しておく必要があります。
- こうした状況で、県外から入学している寄宿舍生が長期休業中などに帰省を希望した場合は、帰省先の感染拡大状況を確認した上で、場合によっては感染のリスクを考慮して帰省を自粛するなど、必要に応じて生徒や保護者に慎重な検討を求めてください。
- 帰省することになった場合は、可能な限り保護者等の自家用車での移動の検討を求め、公共交通機関を利用する場合は特に、移動中の感染防止対策を万全にすることを徹底するよう求める必要があります。また、帰省後の自宅での生活においても、現地の感染拡大の状況に応じて、不要不急な外出を控えるなどの対策を求めてください。

Q16 県外から入寮している寄宿舍の生徒が、帰省先の自宅等から寄宿舍に帰寮する場合、寄宿舍以外の施設で健康観察することが必要か。【新規】

- 県内県外を問わず、寄宿舍生が帰省先の自宅等から寄宿舍に帰寮する際には、事前に生徒本人の健康状況や休業中の生活の状況などを電話等で確認し、帰寮に問題がないかを確認してください。
- 緊急事態宣言の対象となっている地域から帰寮する場合は、原則として帰寮の際に寄宿舍又は寄宿舍以外の宿泊施設で一定期間（14日程度）の健康観察期間を設けてください。その他、全国的な感染拡大状況によっては同様の措置をとっていただく場合があります。
- 健康観察の期間や観察する施設を設定する際には、帰省中の該当生徒の健康状況や生活の状況を十分に考慮し、学習機会の確保と健康観察の両立を図るとともに、必要に応じて学校の所在する市町村と相談してください。
- 健康観察を寄宿舍以外の宿泊施設で行う場合、必要となる宿泊経費は県の負担とします。なお、食費は個人負担とします。
- 授業を実施する日にこの健康観察期間が設けられる場合は、教員の指導のもと学習活動等を行い、出欠の扱いは「出席停止」等とはせず「出席」の扱いとしてください。